

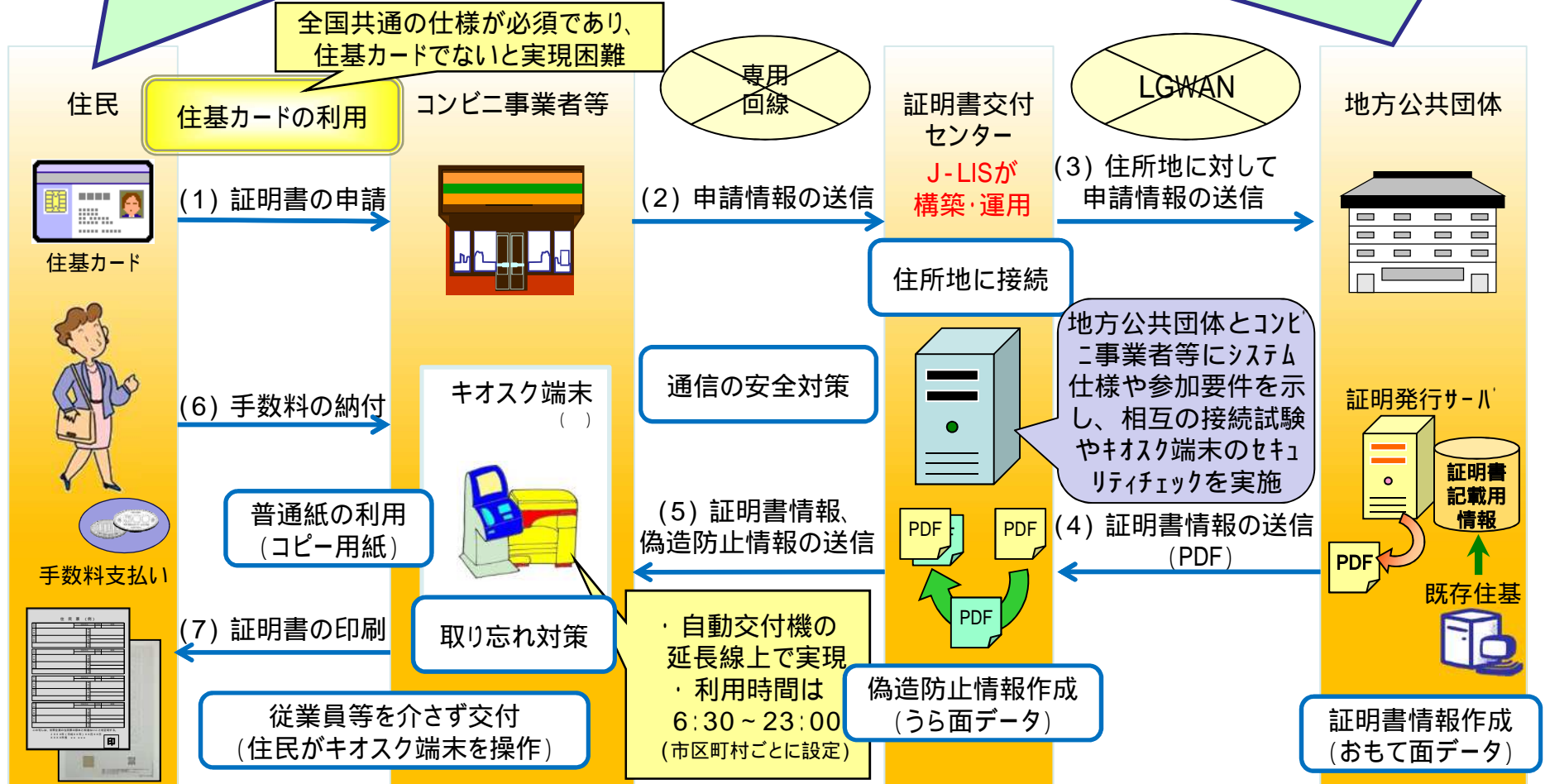
コンビニ交付の現状と 個人番号カード対応について

地方公共団体情報システム機構(J-LIS)
研究開発部

コンビニ交付のイメージ

居住する市区町村の区域を超えて「どこでも」ワンストップで証明書等を受け取ることが可能

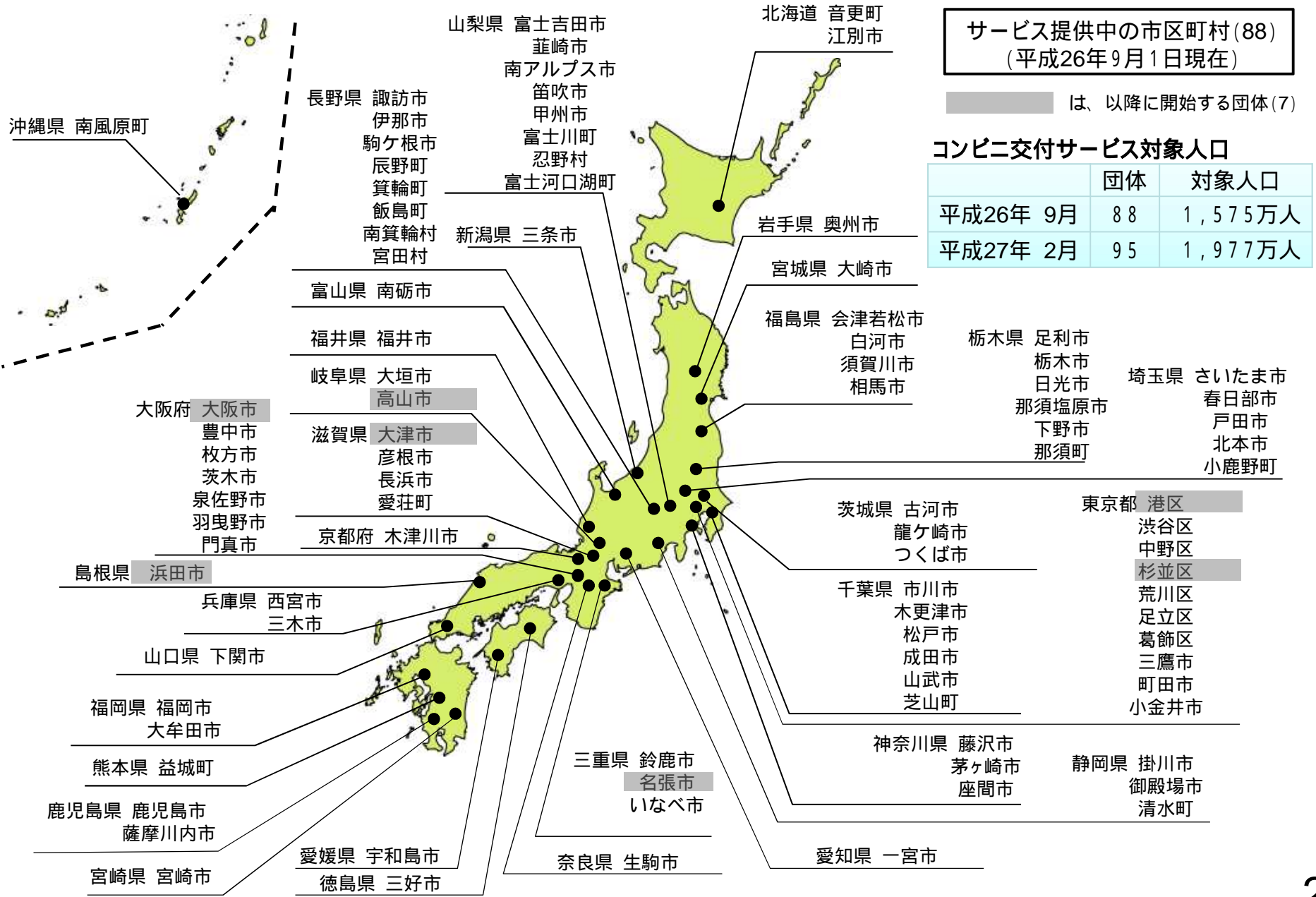
事業者が設置したキオスク端末を活用することによって、行政サービスをより一層効率的に提供することが可能



・平成26年9月1日現在で88市区町村が参加。平成27年2月までに95市区町村が参加の予定。
 ・住民票の写し、印鑑登録証明書に加えて、各種税証明書、戸籍証明書、戸籍の附票の写し、住民票記載事項証明書が交付可能。
 ・コンビニ交付参加の事業者は、セブン-イレブン(約16,600店舗)、ローソン(約10,600店舗)、サークルKサンクス(約6,200店舗)、ファミリーマート(約10,800店舗)、Aコープ北東北(岩手県内1店舗、順次拡大予定)、セイコーマート(平成26年9月開始、同年12月約1,100店舗拡大予定)、イオンリテール(千葉県内1店舗、順次拡大予定)。その他コンビニ以外の事業者も検討中

() 不特定多数の人が、タッチパネルなどの簡単な操作により、必要な情報にアクセスしたり、さまざまなサービスを利用したりすることができる端末装置。

市区町村の参加状況

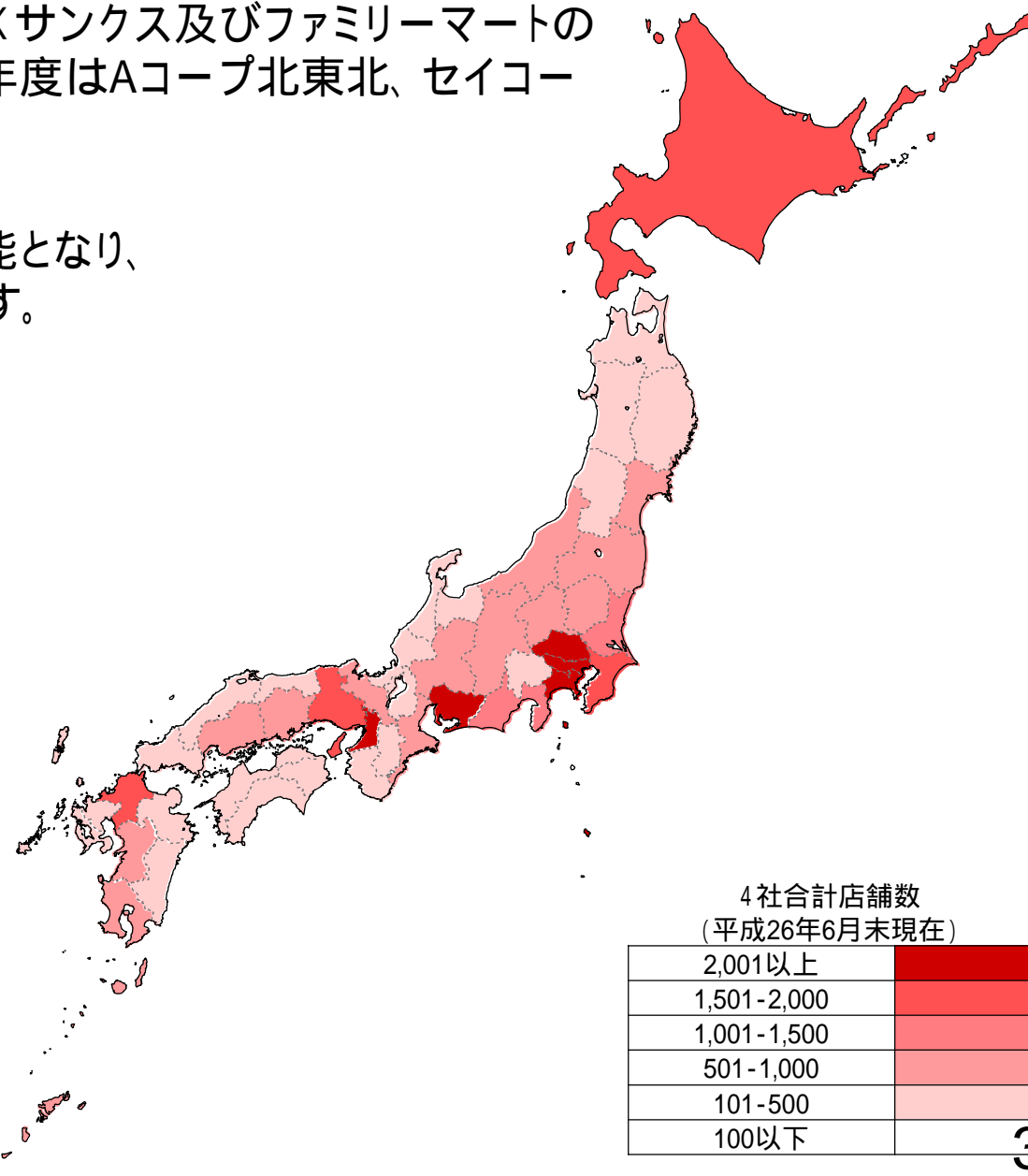


コンビニ交付実施店舗数

セブン イレブン、ローソン、サークルKサンクス及びファミリーマートのコンビニエンスストアに加え、平成26年度はAコープ北東北、セイコーマート、イオンリテールも参入。

47都道府県全てコンビニ交付が可能となり、4万店舗を超える店舗で利用できます。

事業者名	店舗数 (平成26年6月末現在)
セブン イレブン	16,674
ローソン	10,613
サークルKサンクス	6,228
ファミリーマート	10,799
合計	44,314



今後の参加予定団体

(平成26年9月1日現在)

今後の新規参加団体及び各種税・戸籍証明書への取組団体

	No	団体名		提供サービス						開始 予定時期
		都道府県	市区町村	住	住(記載)	印	税	戸籍	戸籍附票	
新規参加	78	鹿児島県	鹿児島市							平成26年 1月
	79	三重県	鈴鹿市							平成26年 2月
	80	神奈川県	茅ヶ崎市							平成26年 2月
	81	徳島県	三好市							平成26年 2月
	82	北海道	江別市							平成26年 4月
	83	栃木県	日光市							平成26年 4月
	84	長野県	飯島町							平成26年 4月
	85	三重県	いなべ市							平成26年 4月
	86	大阪府	泉佐野市							平成26年 6月
	87	福井県	福井市							平成26年 7月
	88	長野県	諏訪市							平成26年 9月
	89	岐阜県	高山市							平成26年10月
	90	滋賀県	大津市							平成26年11月
	91	東京都	杉並区							平成26年12月
	92	三重県	名張市							平成27年 1月
93	大阪府	大阪市							平成27年 1月	
94	島根県	浜田市							平成27年 1月	
95	東京都	港区							平成27年 2月	
証明書 追加		兵庫県	西宮市							平成26年 9月

取組（予定）団体数 （上記団体を含む全体数）

:提供予定サービス :提供済サービス

サービス	団体数
住民票の写し	95
住民票記載事項証明書	3
印鑑登録証明書	95

サービス	団体数
各種税証明	41

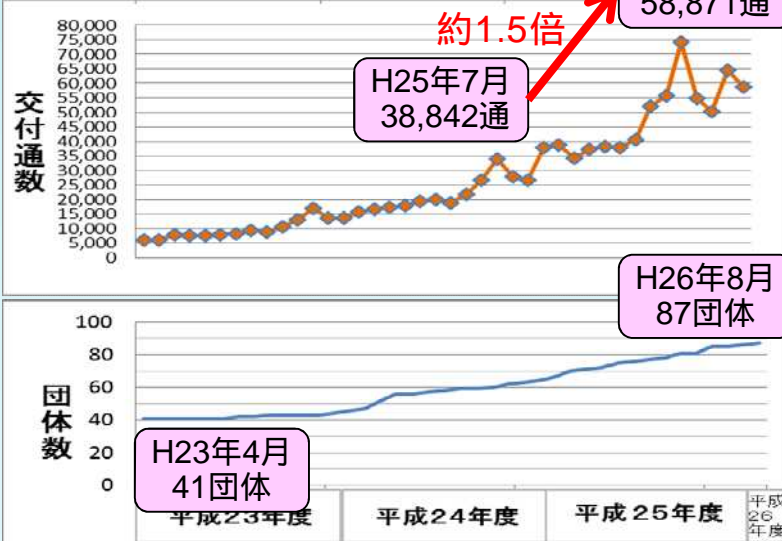
課税(非課税)証明書、納税証明書、
固定資産証明書など

サービス	団体数
戸籍証明書	39
戸籍の附票の写し	28

コンビニ交付の利用状況

(平成26年9月1日)

月別交付通数・団体数の推移



過去14カ月の月別交付通数

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
合計	37,813	38,842	34,189	37,414	38,124	37,943	40,683
団体数	66	70	71	72	75	76	77

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
合計	51,975	55,876	74,235	54,805	50,413	64,464	58,871
団体数	78	81	81	85	85	86	87

年度別交付通数

種別	累計	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
住民票	546,372	498	9,967	53,750	112,343	259,500	110,314
住記載	404					228	176
印鑑	493,773	353	9,175	55,938	115,669	215,581	97,057
税	30,278			68	3,686	12,478	14,046
戸籍	23,019			224	4,003	12,433	6,359
附票	2,205			42	321	1,241	601
合計	1,096,051	851	19,142	110,022	236,022	501,461	228,553

事業者別交付通数

No	事業者名	参入時期	月間交付通数	
1	セブン-イレブン	H22.2. 2	37,842	64.2%
2	ローソン	H25.4. 4	8,935	15.2%
3	サークルKサンクス	H25.5.27	3,284	5.6%
4	ファミリーマート	H25.9. 2	8,806	15.0%
5	Aコープ北東北	H26.4.24	4	0.0%
	合計		58,871	100.0%

交付割合(交付通数の多い市区町村 - 平成26年7月実績 -)

	全体	1位 宮崎市	2位 豊中市	3位 西宮市	4位 市川市	5位 福岡市
月間交付通数	58,871	4,331	4,089	3,180	3,069	2,751
市区町村窓口時間外のコンビニ交付割合	47.3%	46.3%	47.0%	45.9%	52.6%	39.7%
他市町村でのコンビニ交付割合	21.2%	4.5%	27.1%	24.2%	30.1%	9.9%

住民基本台帳カードの条例利用

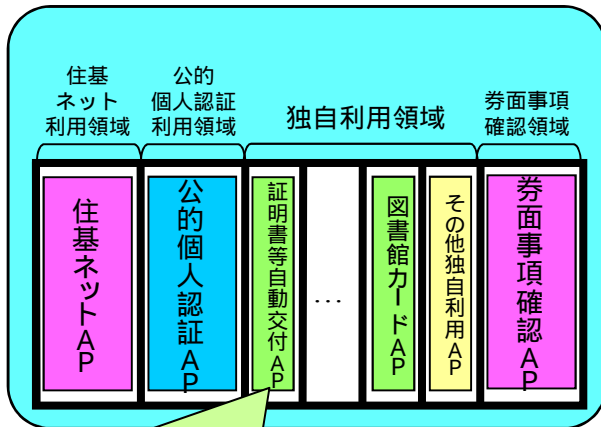
住民基本台帳カード(住基カード)は住民基本台帳に基づき各市区町村において交付

希望者に住民基本台帳カード(ICカード)を交付



氏名、生年月日、性別、住所を券面に印刷

(ICチップ部分のイメージ)



自動交付機及びコンビニ交付ではこれを利用

本人確認機能

日常生活での本人確認に使えます。

- ⇒ 写真付きのものは、公的な証明書として利用できます。
(例) 金融機関等の窓口での本人確認書類
携帯電話等の契約時の本人確認書類
運転免許証を返納した者の公的証明書

住基ネットでの本人確認に使えます。

- ⇒ 全国どこでも住民票の写しが交付できます。
転入転出手続きで窓口へ行くのは転入時1回だけに。

インターネットを使った電子申請での本人確認に使えます。

- ⇒ 電子申請に使われる電子証明書(公的個人認証サービス)の格納媒体になります。
(例) e-Taxでの確定申告

本人確認機能を強化。

- ⇒ H21.4.20以降券面事項確認領域を設定し、偽変造防止機能を強化。

多目的利用(条例利用)機能

市区町村の条例で定める独自サービスに使えます。

- ⇒ 証明書等自動交付、印鑑登録証、図書館カード等に利用できます。

- ・ 住基カードを条例利用するには、カードAPを随時搭載・削除するためのシステムが必要である。
- ・ J-LISでは、ICカード標準システム(基本システム)として、同機能を提供するシステムを開発し、そのソフトウェアを希望する市町村等に無償で提供している。
- ・ 同システムは、個人番号カードにおいても条例利用を可能とするよう、対応する予定。

ICカード標準システムの利用状況及び経費

【利用状況】

(単位:団体)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
ICカード標準システム 利用市区町村数	32	48 (+16)	67 (+19)	82 (+15)	103 (+21)	111 (+8)	113 (+2)	131 (+18)	134 (+3)	143 (+9)	157 (+14)
多目的利用 市区町村数	63	81 (+18)	102 (+21)	127 (+25)	152 (+25)	160 (+8)	162 (+2)	182 (+20)	185 (+3)	202 (+17)	216 (+14)

【導入費用】

ICカード標準システムのソフトウェアは無償で提供しておりますので、機器(サーバ、ミドルウェア等)の調達及びシステムのセットアップ作業をお願いします。

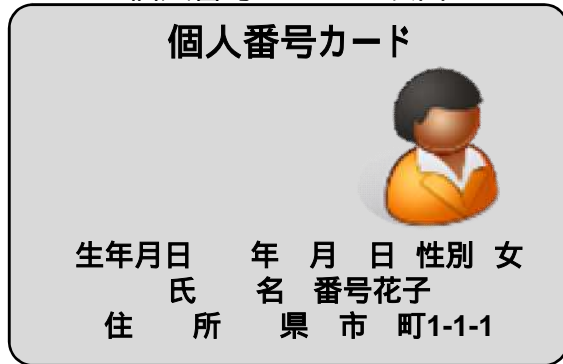
【保守費用】

- ・ 保守費用は、1年間を単位として定めるものとし、基本システム及び使用する業務システム毎に必要です。
- ・ 年間保守費用(税抜き)は、次のとおり。(新規利用初年度については、利用月数による月割計算にて、保守費用を算出。)

	対象システム	年間保守費用(税抜き)
基本システム	利用環境設定システム	904,762 円
	オペレータ認証システム	
業務システム	広域交付システム	428,572 円
	申請書自動作成システム	428,572 円

個人番号カードの概要

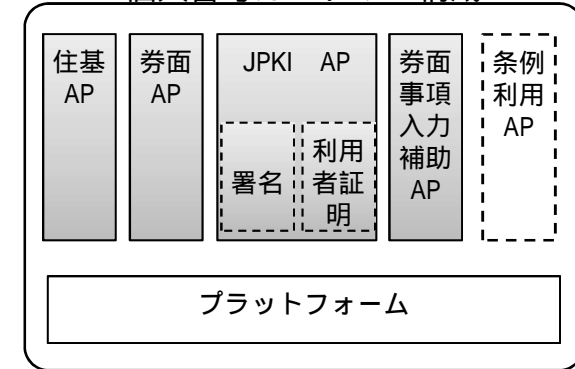
個人番号カードの表面



個人番号カードの裏面



個人番号カードのAP構成



AP	個人番号取得、本人確認における役割	アクセスコントロール
券面AP	<p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> 対面における券面記載情報の改ざん検知 対面における本人確認の証跡として画像情報の利用 <p>(記録する情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> 表面情報: 4情報 + 顔写真の画像 裏面情報: 個人番号の画像 	<p>照合番号</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人番号を利用できる事業者 表と裏の券面情報 : 個人番号下6桁 個人番号を利用できない事業者 表の券面情報のみ : 有効期間、生年月日 = 14桁
JPKI-AP	<p>(署名用)</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子申請に利用 	<p>暗証番号</p> <ul style="list-style-type: none"> : 6~16桁の英数字
	<p>(利用者証明用)【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> マイ・ポータル等のログインに利用 	<p>暗証番号</p> <ul style="list-style-type: none"> : 4桁の数字
券面事項入力補助AP 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号、4情報、個人番号及び4情報の電子署名を記録 番号利用法に基づく事務のために個人番号及び4情報を確認(対面・非対面)し、テキストデータとして利用することが可能 番号利用法に基づく事務以外の事務において4情報を確認(対面・非対面)し、テキストデータとして利用することが可能 	<p>暗証番号</p> <ul style="list-style-type: none"> : 4桁の数字 JPKI-AP(利用者証明用)と統一の設定も可能
住基AP	<ul style="list-style-type: none"> 住民票コードを記録 住基ネットの事務のために住民票コードをテキストデータとして利用可能 	<p>暗証番号</p> <ul style="list-style-type: none"> : 4桁の数字 JPKI-AP(利用者証明用)と統一の設定も可能

公的個人認証サービスの利用によるコンビニ交付の実現について

現行の仕組みとの比較

本人認証の仕組み	条例制定の要否	条例利用APの書き込み	システム構築に係る負担	本人認証の仕組み	対象カード
条例利用方式 (カードAP認証)	必要	必要	証明発行サーバ及び 条例利用システムを構築	利用者ID及び暗証番号	個人番号カードだけでなく、 住基カードでも利用可
公的個人認証方式	不要	不要	証明発行サーバのみ構築	利用者証明用電子証明書の有効性検証	個人番号カードのみ利用可

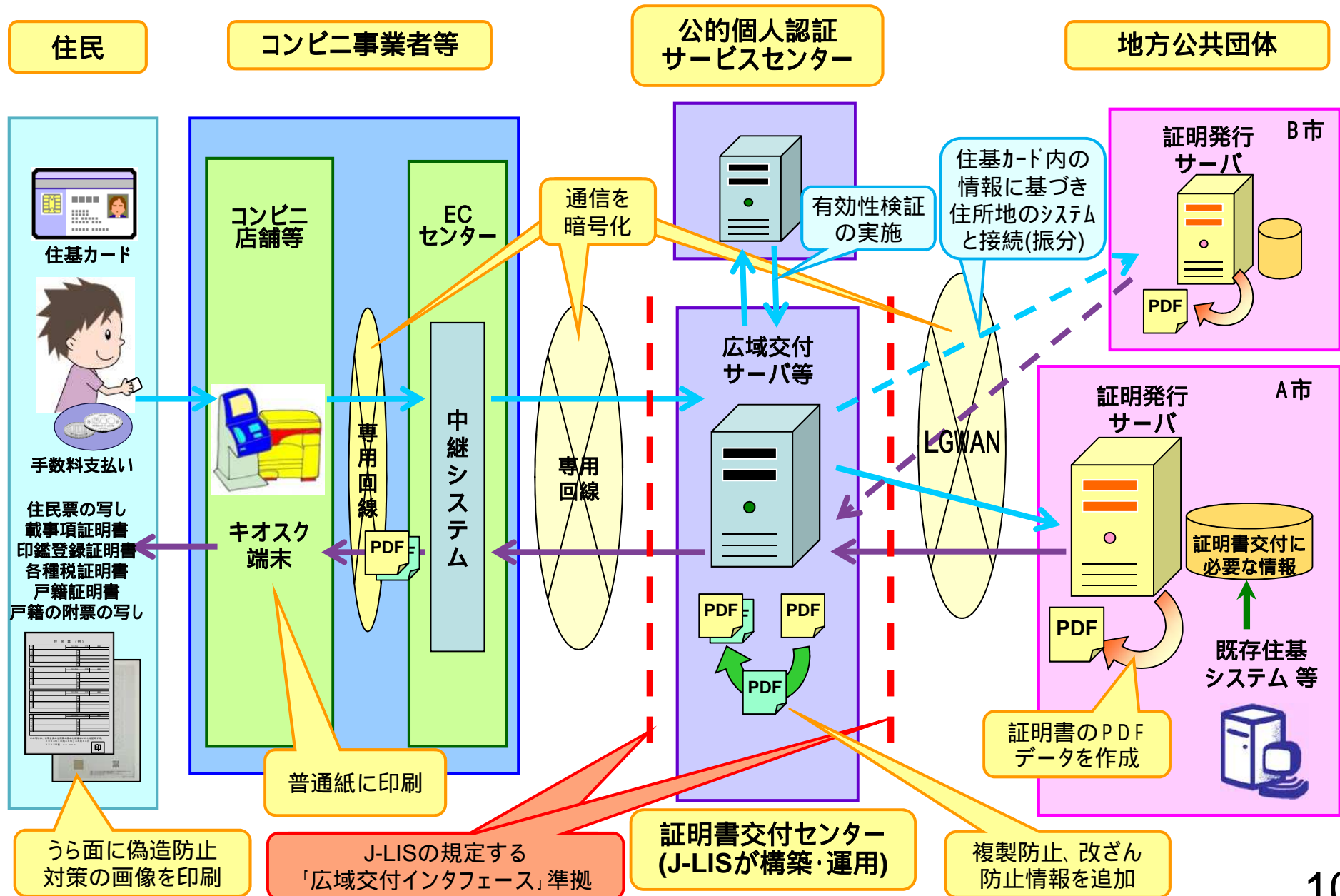
市区町村におけるメリット

ICカード標準システムの導入が必須でなくなることで、コンビニ交付導入時のコスト負担が低減される。
証明書等自動交付APをカードに搭載する必要がなく、カード交付に係る事務コストが削減できる。
証明書種別ごとの暗証番号が不要となることで、パスワード管理の事務コストが削減できる。
コンビニ交付を実施するための条例を制定する必要がなくなる。

利用者におけるメリット

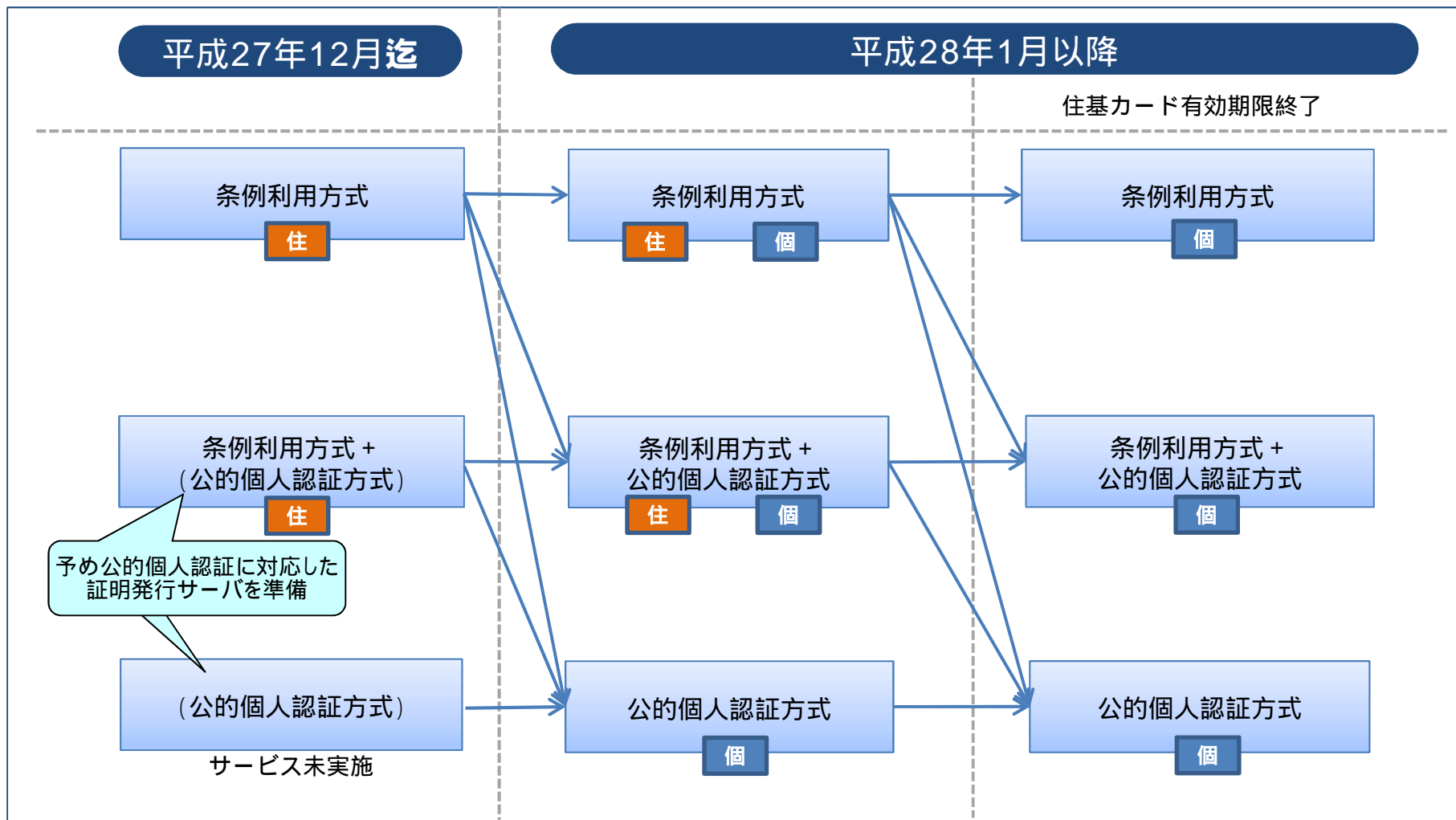
証明書等自動交付APをカードに搭載する必要がなく、カード交付時間が短縮される。
現在コンビニ交付を行っていない市区町村の住民においても、個人番号カードを持っていれば、当該市区町村が新たにコンビニ交付を開始したタイミングで、特段の手続きなしにコンビニ交付が利用できる。
証明書種別ごとの暗証番号が不要となる。

コンビニにおける証明書等の交付の概要





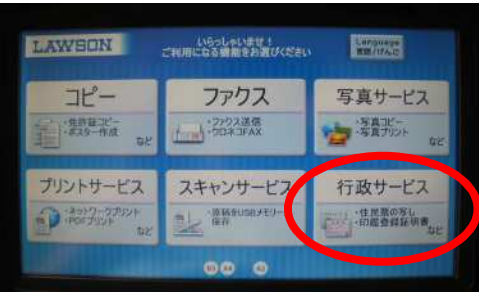







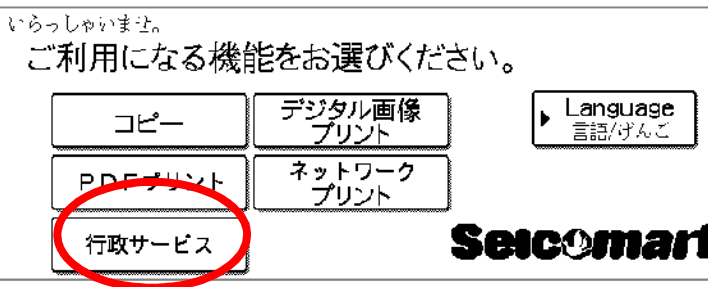

個人番号カードにおける証明発行サーバの運用パターン

個人番号カード開始に伴う証明発行サーバの運用パターンは以下のとおりです。
 条例利用方式をそのまま利用し続けるけることは可能です。また、平成28年1月以降も、順次公的個人認証方式に切り替えることが可能です。

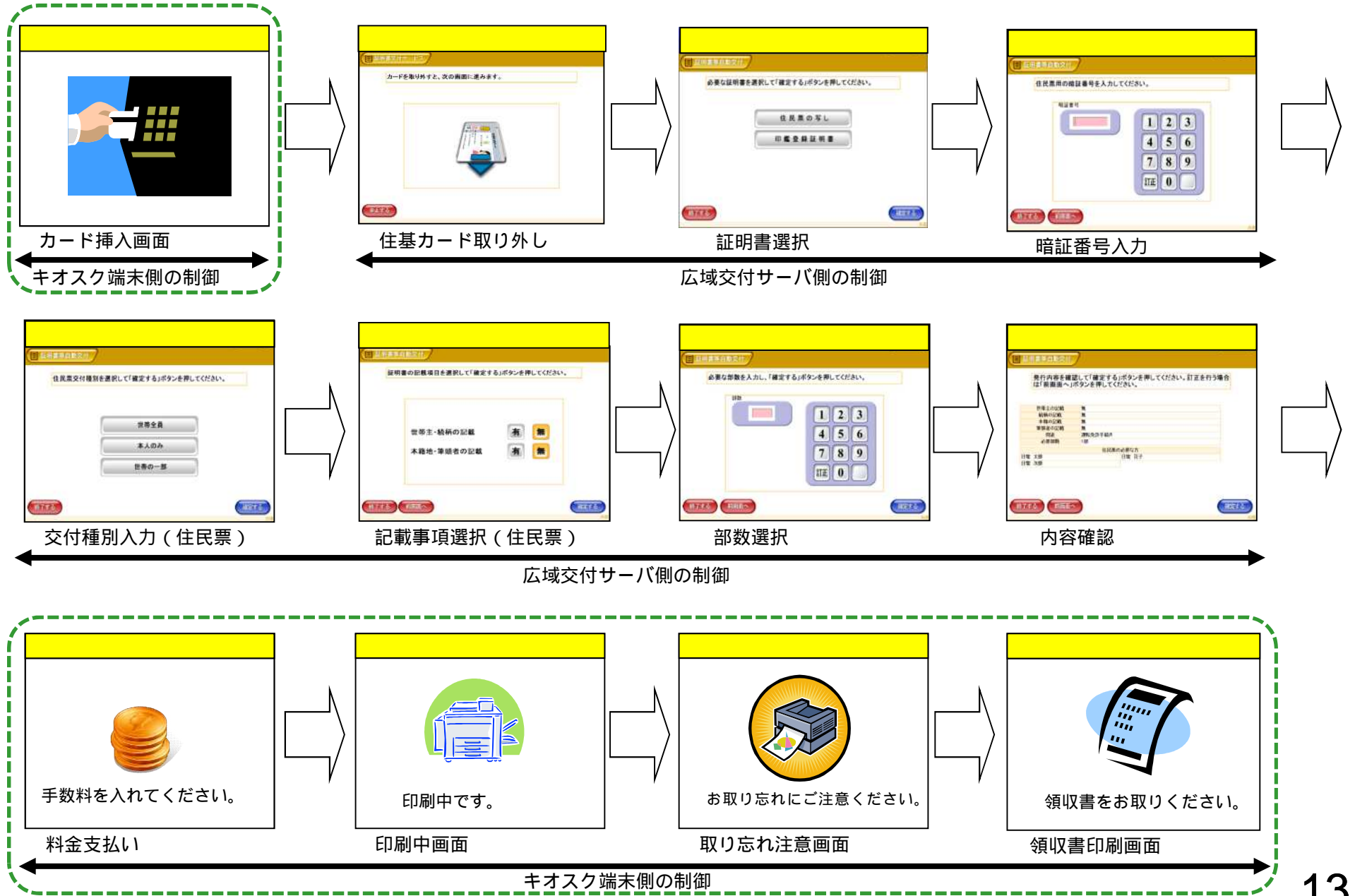


- 個** : 個人番号カードによるコンビニ交付が可能
- 住** : 住基カードによるコンビニ交付が可能

キオスク端末のイメージ

<p>イセ レブン ン・</p>	 	<p>ロー ソン</p>	 
<p>サー クル ク</p>	 	<p>マ ー ト</p>	 
<p>北 東 北</p>	 	<p>マ ー ト</p>	
<p>リ イ テ ー ル</p>			

キオスク端末の画面遷移



税・戸籍・附票の写し交付時の画面イメージ(トップ画面)

証明書交付サービス

必要な証明書を選択して「確定する」ボタンを押してください。

住民票の写し

住民票記載事項証明書

印鑑登録証明書

各種税証明書

戸籍証明書

戸籍の附票の写し

市町村の証明発行サーバからの応答にて、利用可能な証明書として、選択されたボタン及び説明文が表示される。

課税証明書、納税証明書を交付しております。

サービス提供時間は8時から18時までとなります。

サービス提供時間は8時から18時までとなります。

終了する

確定する

コンビニ交付の多言語対応

コンビニ交付の多言語(6ヶ国語)対応は、平成26年6月10日から開始。

対応言語: 英語、中国語(簡体字、繁体字)、韓国語、スペイン語、ポルトガル語

多言語対応する証明書の種類: 住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書

画面サンプル

言語選択



英語



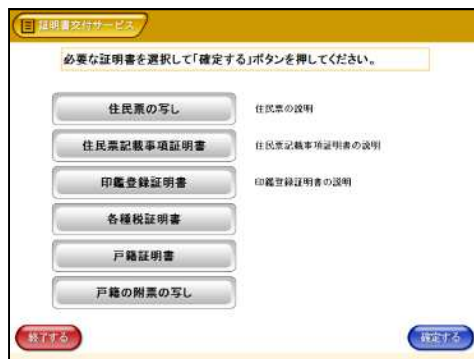
中国語(簡体)



中国語(繁体)



日本語



韓国語



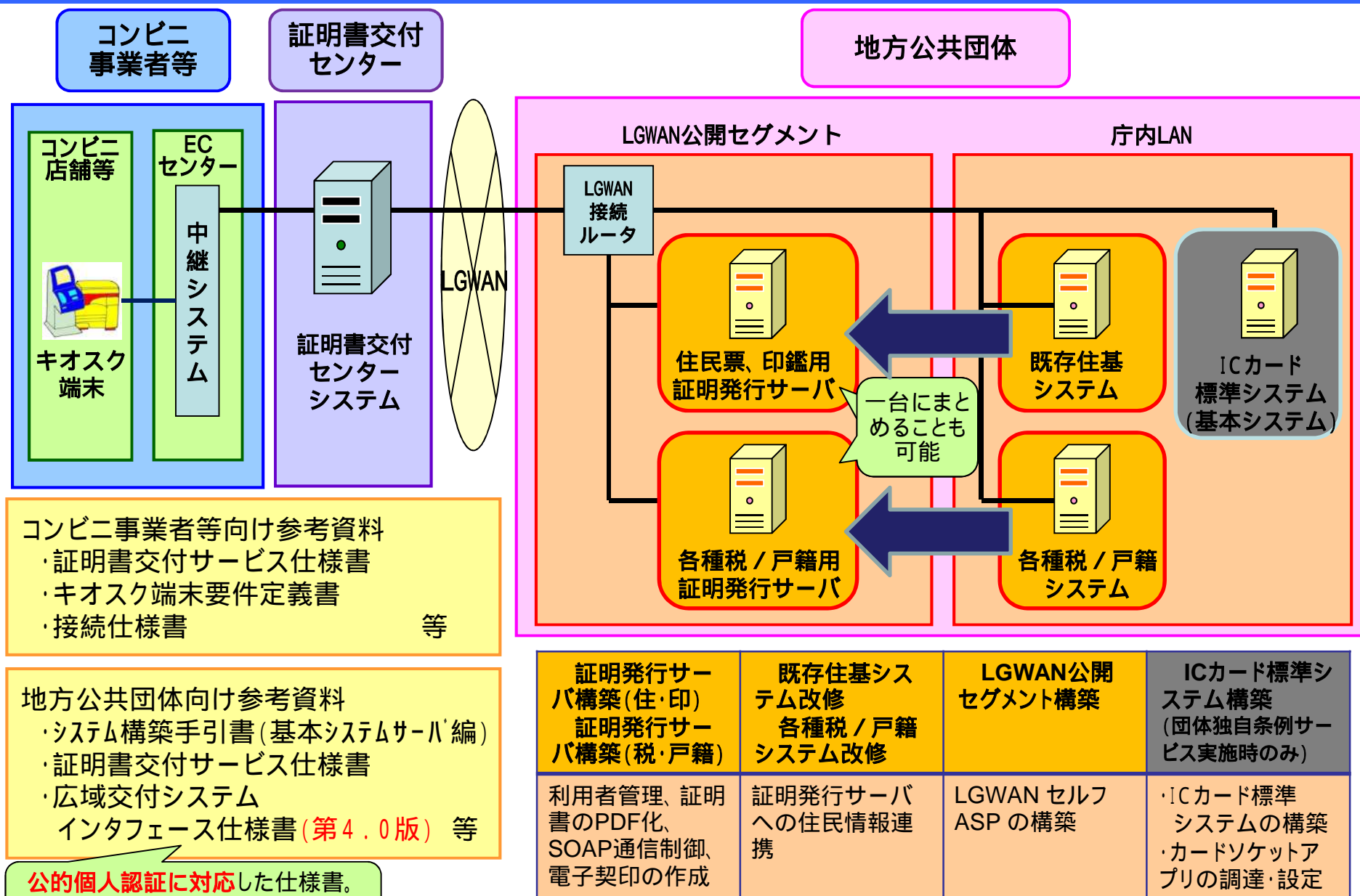
スペイン語



ポルトガル語



地方公共団体のシステムに必要な要件



公的個人認証に対応した仕様書。

平成26年6月にドラフト版を開示。

資料提供を希望される団体は、J-LIS研究開発部までお問い合わせください。

市町村側システム構築に係る経費

平成22年度から平成24年度にコンビニ交付に取り組んだ59団体のシステム構築に係る事業費を基に算出。住民票の写しと印鑑登録証明書を対象とする場合()、平均で約2,870万円となる。(団体からの自己申告による)

	を除外し、約2,100万円				証明書交付センターへの接続	標準システム基本システムの新規構築
	住民票の写し、印鑑登録証明書		各種税証明、戸籍証明書			
	証明発行サーバの構築・改修	既存システムの改修	証明発行サーバの構築・改修	既存システムの改修		
最高値	3,680万円	3,777万円	2,006万円	1,355万円	646万円	2,205万円
最低値	234万円	105万円	234万円	126万円	32万円	187万円
平均値	1,128万円	754万円	1,079万円	543万円	212万円	773万円

については、新規開発か、パッケージ利用か等により異なるものと想定。

については、既存システムが汎用機か、オープン系か等により異なるものと想定。

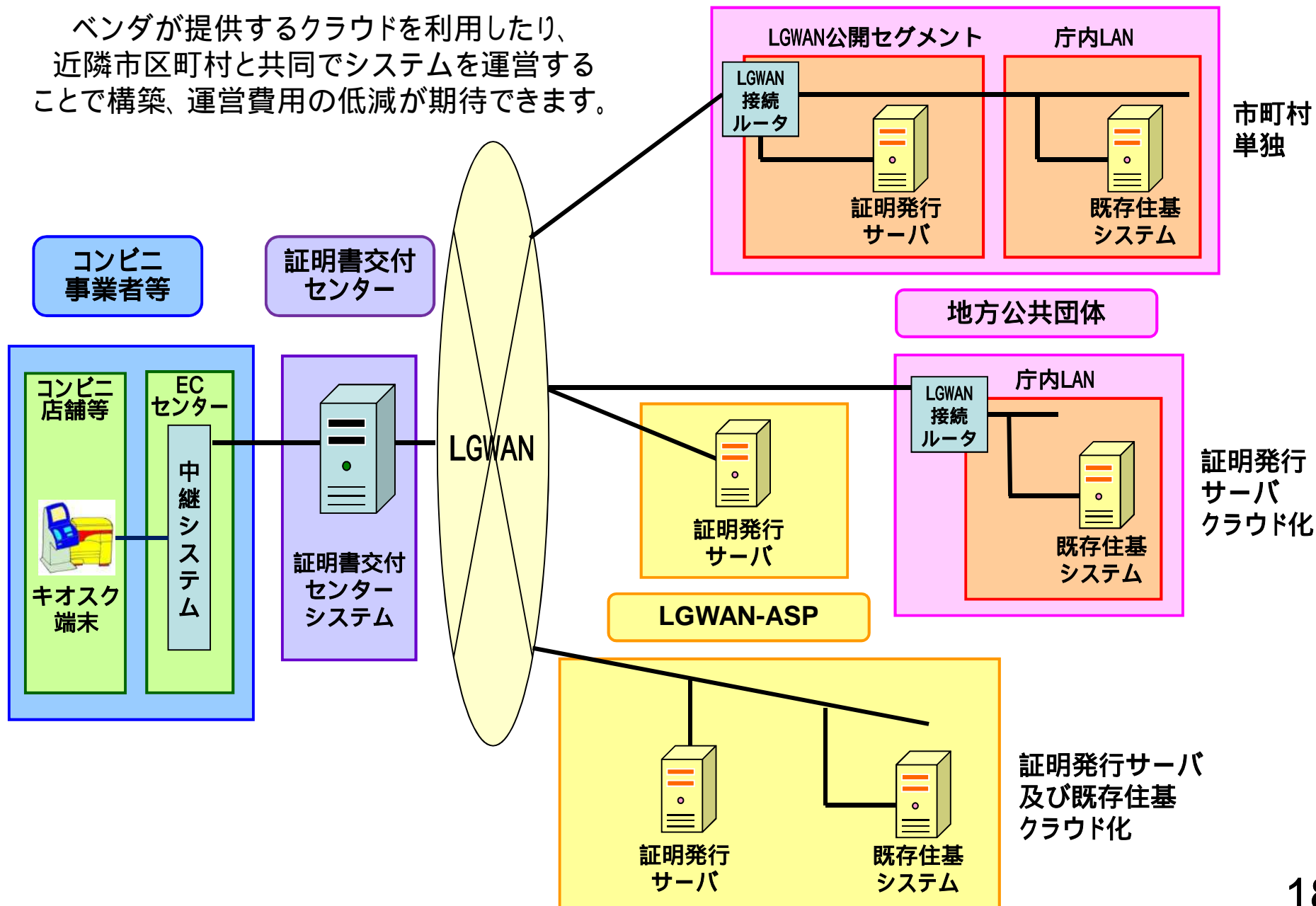
については、庁内LANへの影響に伴う調達機器の台数等により異なるものと想定。

については、端末やカードプリンタ等の台数により異なるものと想定。

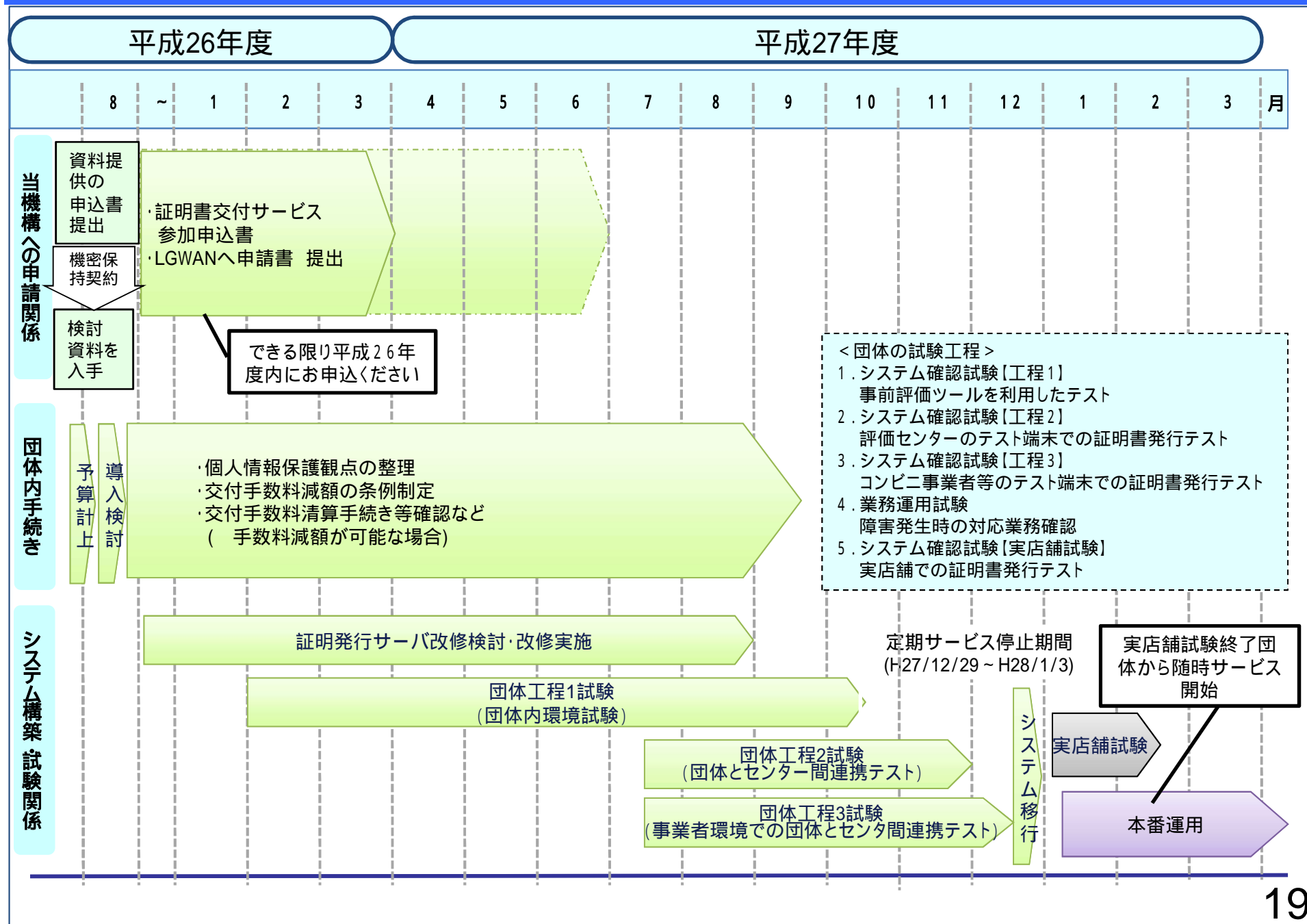
団体が自主財源により支出した事業費については、平成26年度以降も特別交付税により、「上限5,000万円、1/2」の条件で措置されることを期待するところである。(標準システム等の保守費、証明書交付センターの運営負担金、コンビニ等の端末使用料等の経費も対象)

地方公共団体のシステムのクラウド化

ベンダが提供するクラウドを利用したり、
近隣市区町村と共同でシステムを運営する
ことで構築、運営費用の低減が期待できます。



スケジュール(平成28年1月新規開始団体)



コンビニ交付の参加条件

- コンビニ事業者等への委託手数料(1通当たり):123円
- 市町村負担金(1年度当たり)
 - 指定都市(人口100万人以上):1000万円
 - 指定都市(人口100万人未満):800万円
 - 大規模市、特別区(人口15万人以上):500万円
 - 小中規模市、特別区(人口15万人未満):300万円
 - 町村:100万円

一定の時期には、参加団体の増加に伴い、見直しを予定。
新規参加年度について参加月数に基づく月割計算により負担金を算出(平成25年度より実施)。

<参考> 市町村負担金の主な項目

- コンビニ事業者等側回線経費(月額通信料のみ)
- 証明書交付センターシステム設備等賃借料・保守費
- 証明書交付センター運営費
- セキュリティ技術使用料

コンビニ交付参加のメリット

	自動交付機	コンビニ交付
自動交付機の調達	経費負担が発生	キオスク端末利用のため調達不要
設置場所を管理する事業者との交渉	経費負担が発生、なかなか応じてくれない	コンビニ事業者等单位での参加のため不要
紙詰まり等のトラブル対応	市町村職員が対応	コンビニ店舗の店員が対応
料金の回収	市町村職員が対応	コンビニ事業者等へ委託
改ざん防止のための専用紙の調達・管理	市町村職員が対応	普通紙利用のため不要

自動交付機を駅や商業施設、コンビニ店舗等に設置しようとする、
経費負担や市町村職員の対応が発生

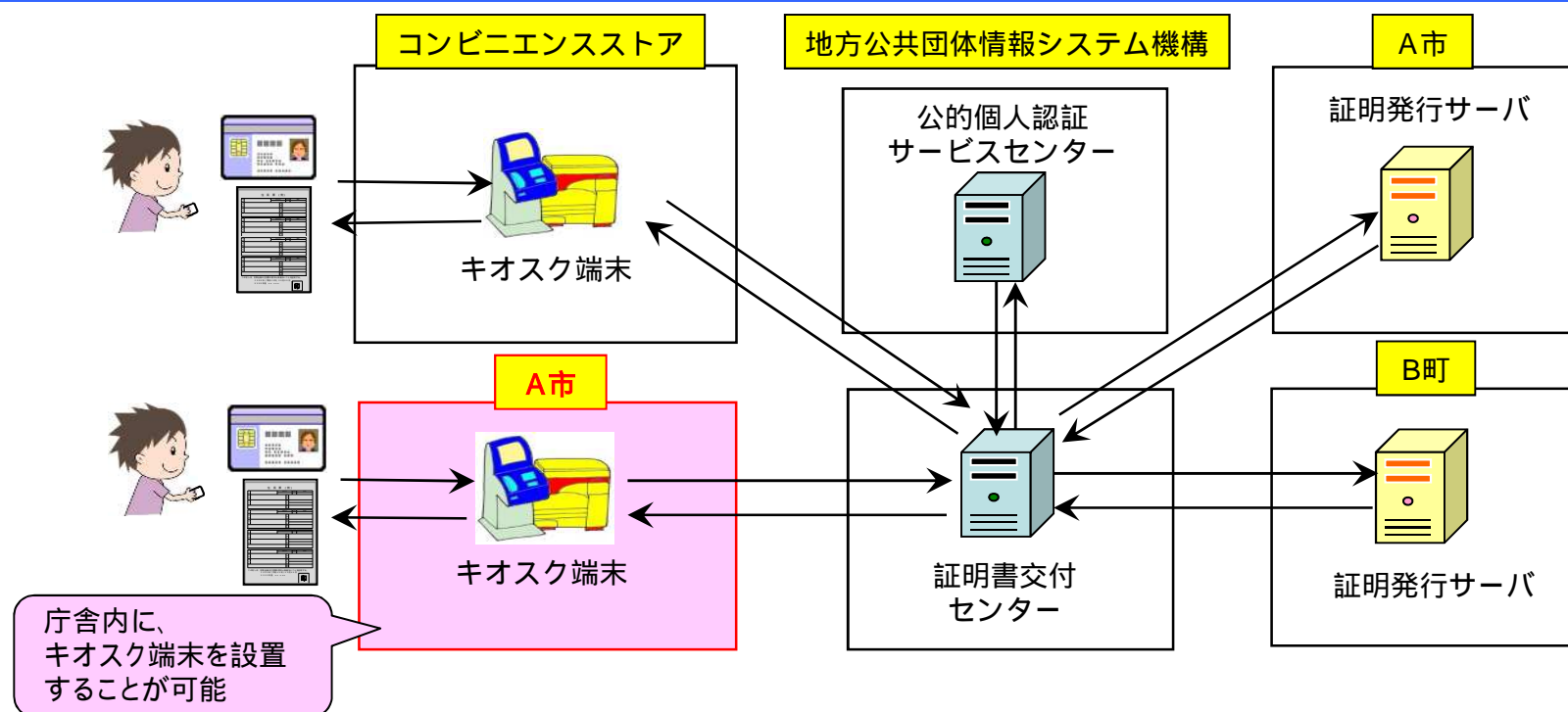
コンビニ交付に参加すると

負担金と委託手数料が発生するが

コンビニ交付のメリットは大きい



キオスク端末の庁内設置(市町村がコンビニ事業者等となるケース)



導入のメリット

- ・自動交付機と同様に証明書の交付が可能。(自団体のみ(A市のみ)の証明書交付も可能)
- ・住民に対して、その場でコンビニ交付の操作説明をすることが可能。(コンビニ交付の利用促進が期待される)

設置の主な条件(市町村での準備)

- ・コンビニ事業者店舗としての機器設置(キオスク端末及び専用回線の調達、監視カメラの設置)
- ・コンビニ事業者としての契約
- ・コンビニ店員としての運用(つり銭・消耗品補充、障害の一次対応、忘れ物届出、印刷不良の返金、月次清算等)

役割分担をJ-LISで別途整理しておりますが、詳細については、市町村とキオスク端末運営事業者で調整をお願いいたします。

コンビニ交付へのご理解を深めていただくために

コンビニ交付関連説明会への講師派遣のご案内

都道府県をはじめとする地方公共団体が、独自で企画される説明会等について、コンビニ交付の事業成果及び各種関連情報のご紹介の内容で講師を派遣することで協力・支援することとしております。

講師派遣に係る費用は当機構が負担いたします。近隣等複数の市町村でご調整の上、お申込みください。

講師派遣の詳細は、以下のホームページをご参照ください。

https://www.j-lis.go.jp/kenkai/jyuukicard/jcardseminar/cms_92960720108.html

コンビニ交付及びICカード標準システムの最新資料(個人番号カードに対応した広域交付インタフェース仕様書等)を順次公開しています。

資料提供申し込みは、以下のホームページより行っております。

https://www.j-lis.go.jp/kenkai/jyuukicard/cms_91522020.html

おわりに

本件に係るお問い合わせは、
下記までご連絡ください。

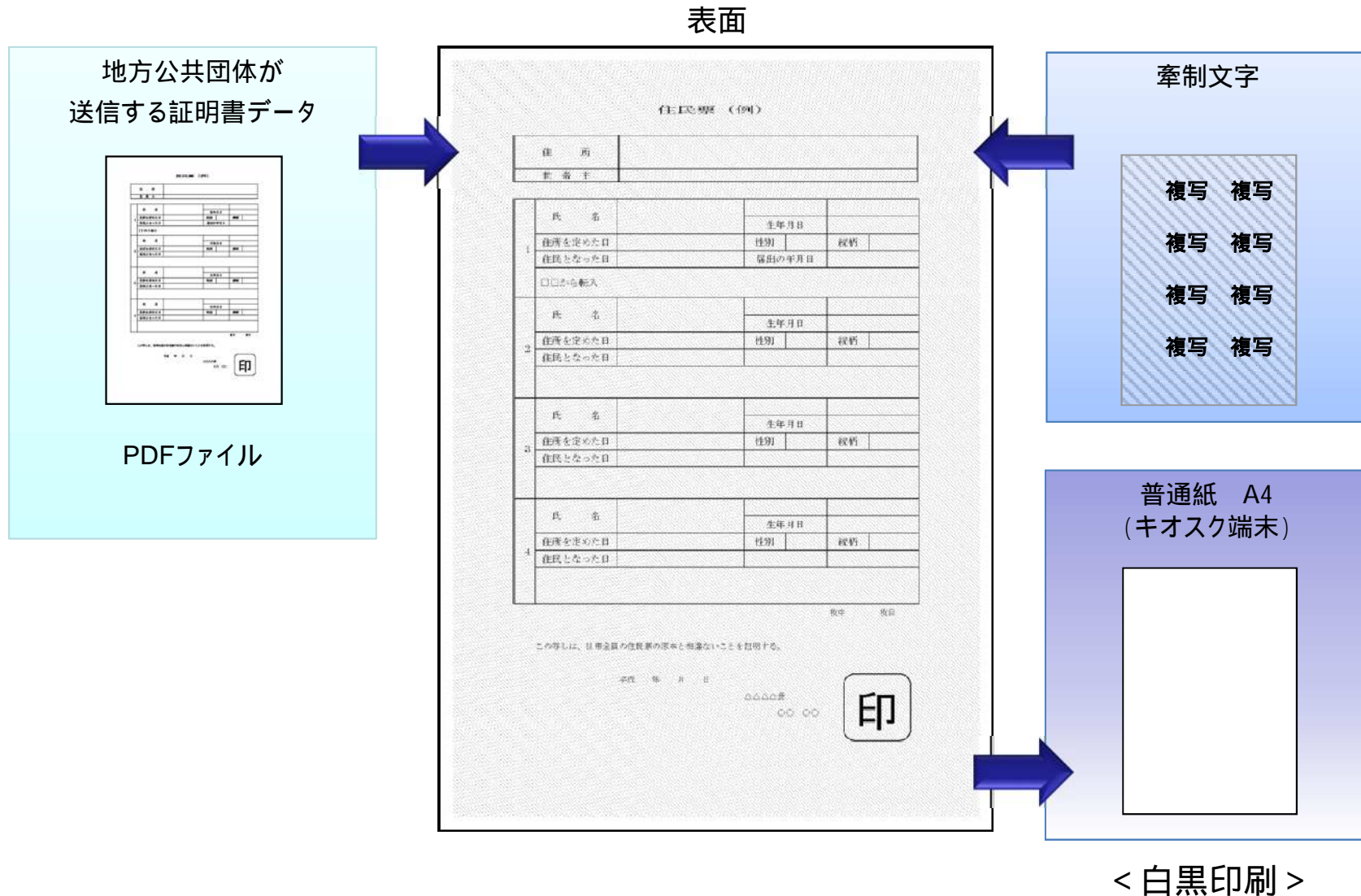
地方公共団体情報システム機構 研究開発部

電話：03 - 5214 - 8002

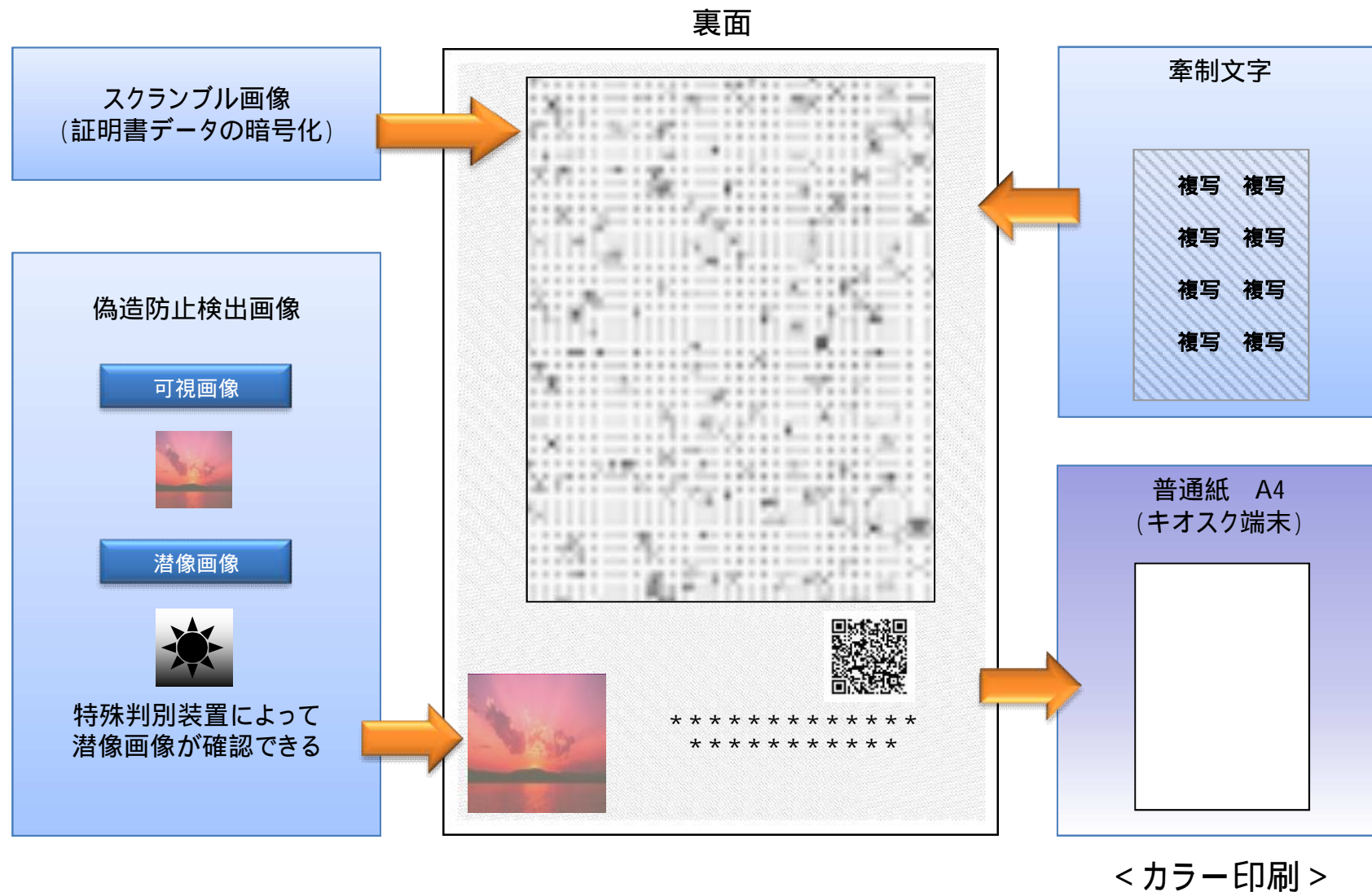
ホームページ：<https://www.j-lis.go.jp/>

以下、參考資料

コンビニ交付における印刷のイメージ(おもて面)



コンビニ交付における印刷のイメージ(うら面)

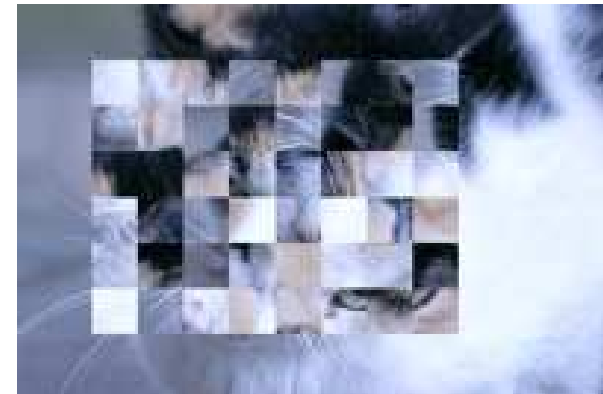


スクランブルによる改ざん防止技術

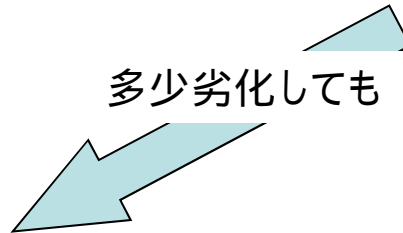
- ・画像データを、暗号鍵に基づきスクランブルして紙に印刷
- ・スキャンしたときに多少劣化しても、判読可能なレベルで復元が可能



スクランブル



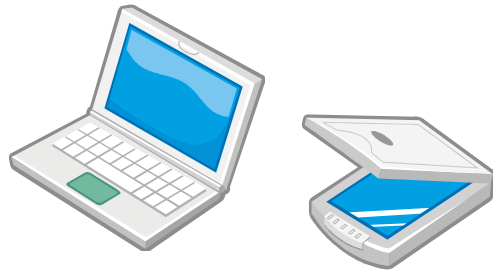
多少劣化しても



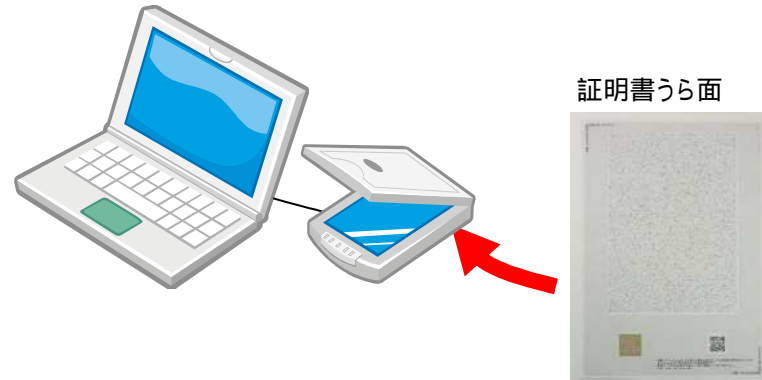
復号



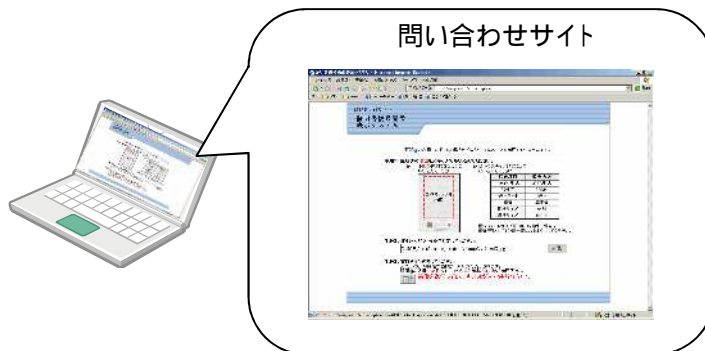
スクランブル画像の確認の流れ



インターネットに接続可能なパソコンとスキャナを準備します。



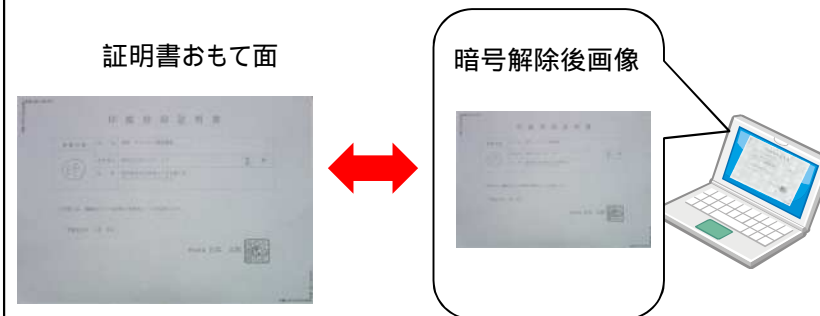
お客さまから受け取った証明書のうら面全体を、スキャナで読み取り、ファイルに保存します。



問い合わせサイトにアクセスし、画面表示に従って保存したファイルを送ります。

■ 問い合わせサイトのURL

<https://cdid.lg-waps.jp/>



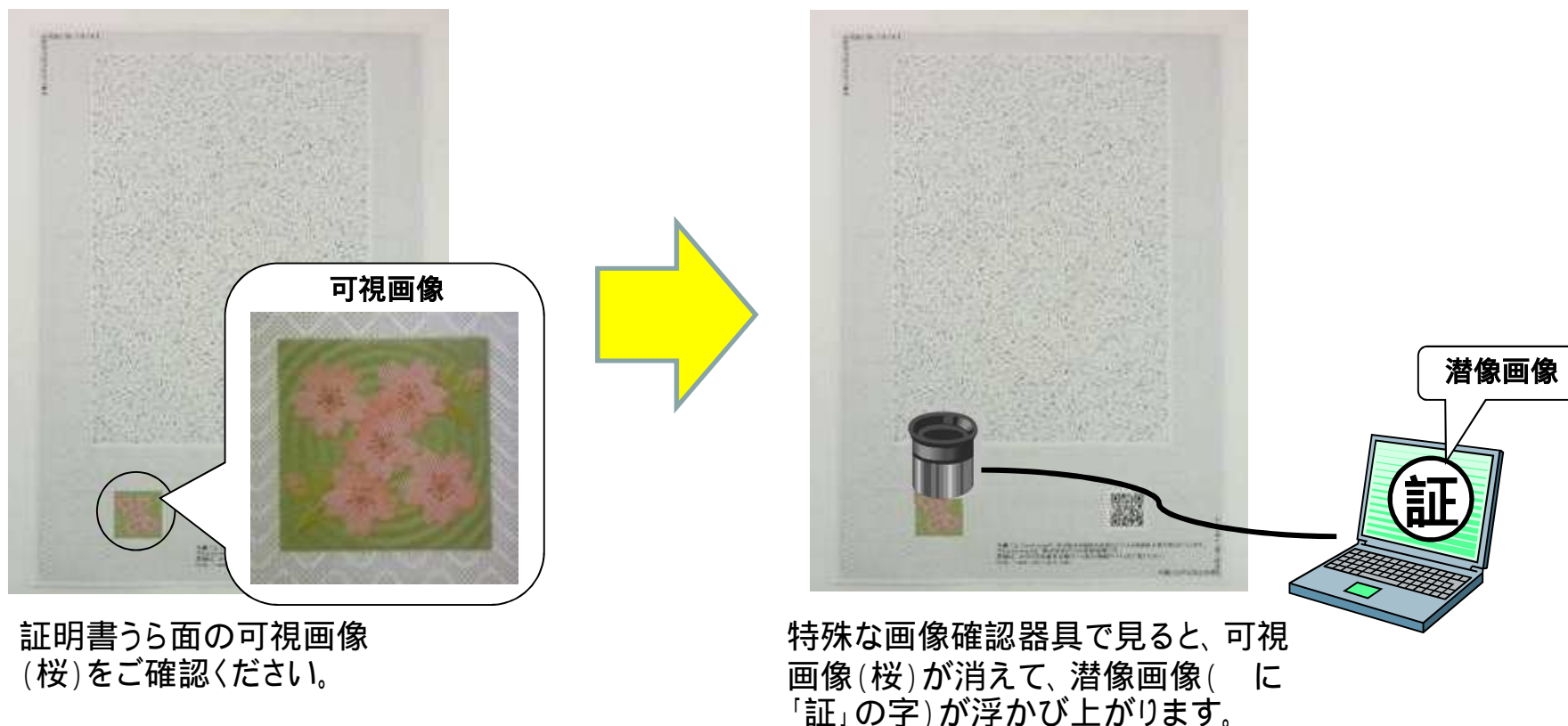
暗号を解除した画像が画面に表示されます。証明書のおもて面と見比べて改ざんされていないことを確認します。

偽造防止検出画像の確認の流れ

偽造防止検出画像は、複製防止のために、コンビニ等で交付される証明書等のうら面に印刷されている画像です。

この画像には、目視で確認できる画像(可視画像)に加え、可視画像の裏に隠れている画像(潜像画像)が印刷されています。特殊な画像確認器具を利用することで、潜像画像を確認することができます。

偽造防止検出画像を確認する方法は、次のとおりです。



キオスク端末の庁内設置(市区町村が事業者となるケース)に係る役割整理

カテゴリ	市区町村		ECセンター・キオスク 運営事業者	備考
インフラ 整備	ネット ワーク	・市区町村-ECセンター間専用線敷設 ・セキュリティBOX設置	・ECセンター運営 (キオスク端末の死活監視及び 障害監視、利用ログ等取得) ・キオスク端末保守 (けん制文字実装、障害対応 等)	
	端末	・キオスク端末調達		
	監視	・監視カメラ設置、画像データ保存		
体制整備	規定 等	・内部規定(不正行為禁止)整備 ・個人情報保護に係る運用体制の整備	・ISMS認証取得(推奨) ・社内規定(不正行為禁止)整備	
	運用 体制	・業務マニュアル整備 ・連絡体制の整備		
契約	・コンビニ事業者としての契約(J-LISとの3者契約) ・事業者間契約(基本契約等)			事業者間契約 で役割を規定
運用	日常 業務	・つり銭、消耗品等の補充 ・障害時の一次対応 ・忘れ物の警察への届出 ・印刷不良証明書の無効印押印と返金 及び不整合情報のECセンター・キオスク運営 事業者への連絡	・消耗品発送、廃棄物回収	
	月次 清算	・コインベンダー公金回収 ・交付手数料の払込み (→ECセンター・キオスク端末運営事 業者)	・不整合情報処理 ・印刷枚数と金額集計 ・交付手数料から委託手数料を 引いた金額の清算(→J-LISへの 払込み)	委託手数料の 市区町村の配 分は事業者間 契約による